

「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2022

【配付資料集】

目 次

1 プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 職業実践専門課程の現状と質向上・・・・・・・・	2
(文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室専門官 船木茂人)	
3 実践的職業教育における第三者評価の定義・評価機関の要件等について・・	26
(第三者評価機関等確立委員会 委員長 東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄)	
4 意見交換資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34

主 催

特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2022

開催日時：令和4年2月2日(水曜日) 午後1時30分～4時30分

会場：アルカディア市ヶ谷(私学会館)6階「阿蘇」

プログラム

1 開会挨拶

私立専門学校等評価研究機構 副理事長 大久保 力

2 基調報告 職業実践専門課程の現状と質向上

文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課

専修学校教育振興室 専門官 船木 茂 人

3 報 告 実践的職業教育における第三者評価の定義・評価機関の要件等について

第三者評価機関等確立委員会 委員長

東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関 口 正 雄

4 登壇者・来場者 意見交換・質疑応答

テーマ：今後の第三者評価をどう進めるか

進行：東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関 口 正 雄

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室専門官

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 参与・名誉教授

東京慈恵会医科大学 特命教授

学校法人呉竹学園理事長・公益社団法人東洋療法学校協会 理事

専門学校東京工科自動車大学校世田谷校・品川校 校長

日本電子専門学校 校長

全国専修学校各種学校総連合会参与

船木茂人

川口昭彦

福島 統

坂本 歩

佐藤康夫

船山世界

菊田 薫

主催：特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

令和4年2月2日（水）

「職業実践専門課程」第三者評価フォーラム2022

職業実践専門課程の現状と質向上

文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室

1

（項目）

1. 専修学校の概要等

- 2. 高等教育機関としての教育の質の向上
- 3. 職業教育のマネジメント
- 4. 第三者評価における今後の課題等
- 5. その他

2

専修学校について

設置認可	○ 私立であれば、設置者の申請に基づき都道府県知事が認可 (医療系(看護)等で公立等がある以外、多くは私立)
目的	○ 職業又は实际生活に必要な能力を育成 ○ 教養の向上を図る
専攻分野	○ 8分野 (①工業、②農業、③医療、④衛生、⑤教育・社会福祉、⑥商業実務、⑦服飾・家政、⑧文化・教養)
課程の種別	○ 専修学校(高等課程) → 高等専修学校 ○ 専修学校(専門課程) → 専門学校 ○ 専修学校(一般課程)
修業年限	○ 1年制、2年制、3年制、4年制 ○ (称号) 専門士 → 2年以上、1,700単位時間以上 等 高度専門士 → 4年以上、3,400単位時間以上 等
その他	○ 国家資格等の指定養成施設 / それ以外 ○ 特定の業種・職種と結びついているもの / 特定の技能を高めようとするもの ○ 資格取得を目標としているもの / 特定業界での修業を目標としているもの

3

専門学校等の学校数・生徒数 等

専門学校は、全国に約2,800校設置されており、約60万人の生徒が在籍する。

○ 専修学校の要件等

目的	職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。(学校教育法第124条)
要件	修業年限 1 年以上、年間授業時数800時間以上、常時40人以上の在学 等

○ 専修学校の現状

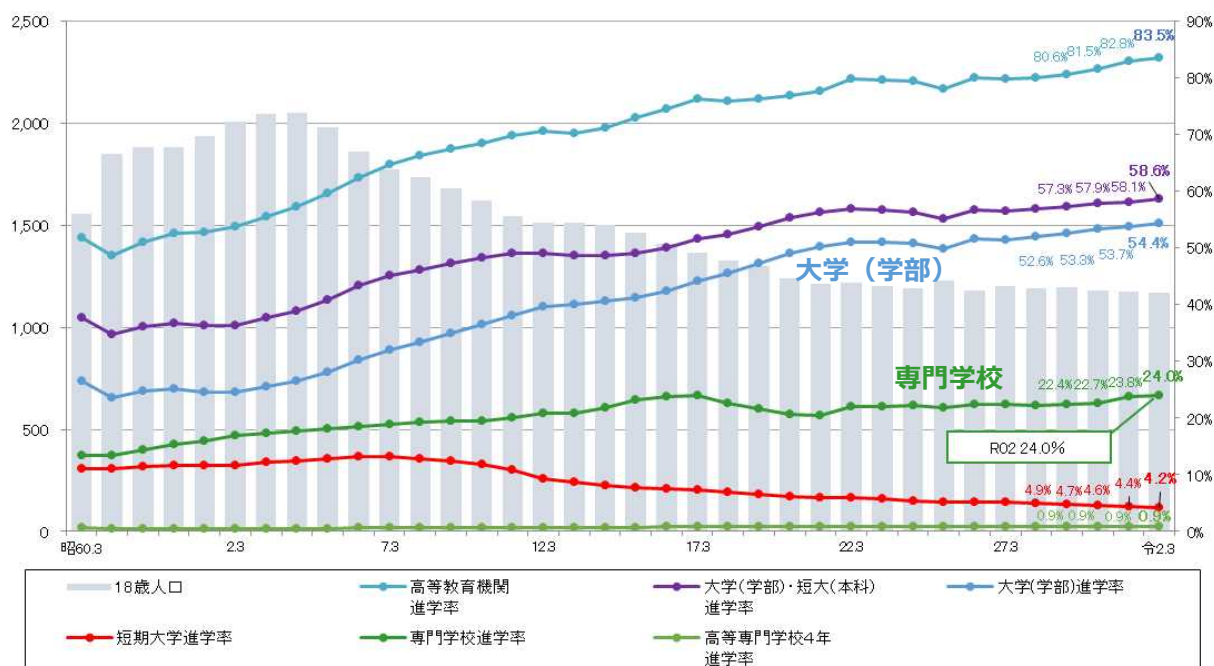
課程	入学資格	学校数	学生・生徒数
高等課程(高等専修学校)	中学校卒以上	404校	34,075人
専門課程(専門学校)	高校・高等専修学校(3年制)卒以上	2,779校	604,415人
一般課程	限定なし(学歴不問)	143校	22,684人
(参考) 大学 ※学部、大学院、専攻科等含む	—	795校	2,915,605人

出典：R2年度学校基本調査速報

4

高等教育機関の進学率

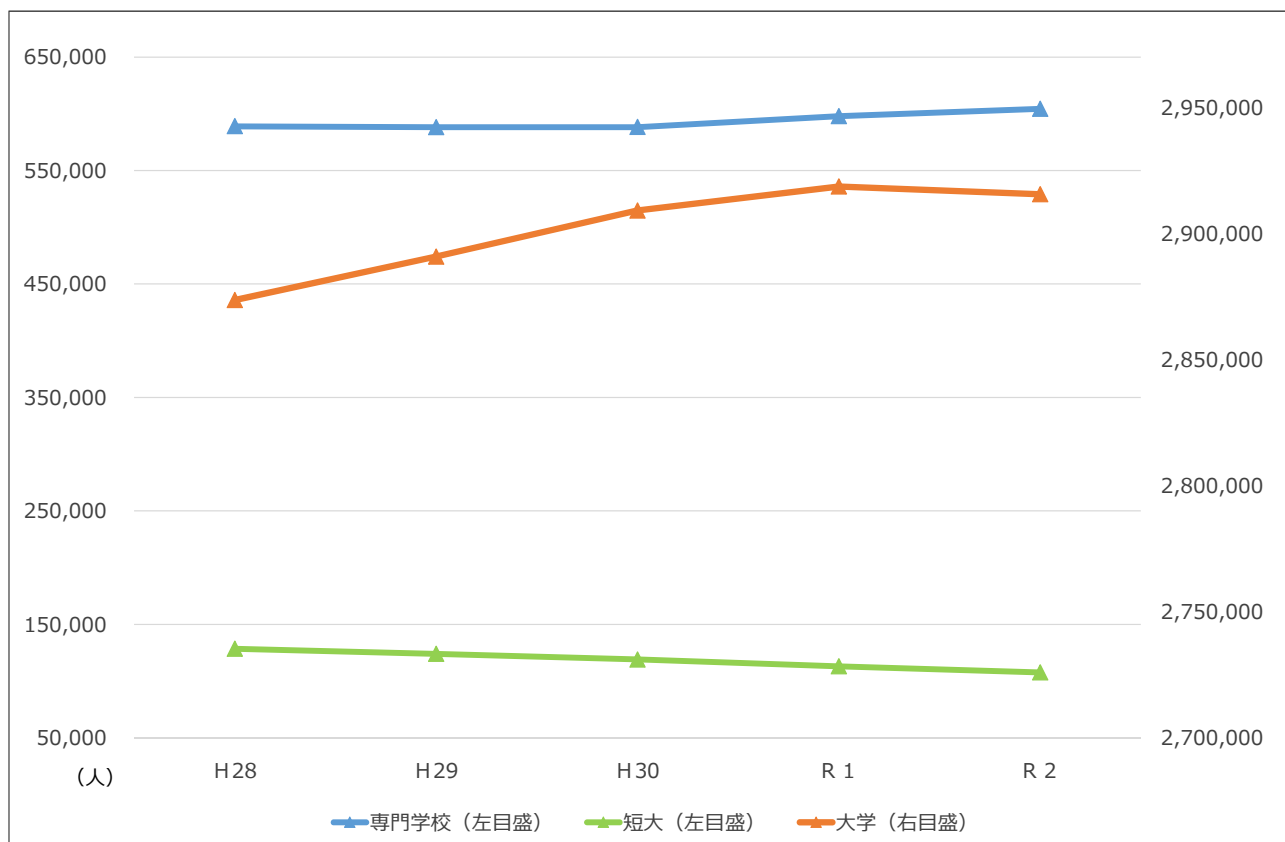
18歳人口に占める高等教育機関の入学者のうち、専門学校は24%を占める。



(出典：学校基本統計)

5

高等教育機関の生徒数の推移



出典：R2年度学校基本調査速報

6

専門学校における8つの分野

専門学校では、幅広い教育を行っているところ、目的に応じて8つの分野に区分される。

No.	分野	主な設置学科
1	工業	情報処理、自動車整備、土木、建築 等
2	農業	農業、園芸、フラワービジネス、動物管理 等
3	医療	看護、歯科衛生、理学療法、柔道整復 等
4	衛生	調理師、製菓、理容、美容、エステ 等
5	教育・社会福祉	保育、社会福祉、介護福祉 等
6	商業実務	経理・簿記、旅行・観光・ホテル、医療秘書 等
7	服飾・家政	ファッションデザイン、和洋裁、スタイリスト 等
8	文化・教養	デザイン、音楽、演劇、写真、公務員 等

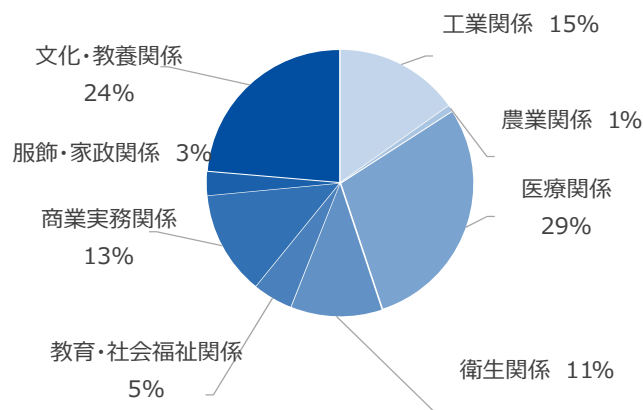
出典：一般社団法人職業教育・キャリア教育財団
<https://www.sgec.or.jp/scz/foundation/system/8channel.html>

7

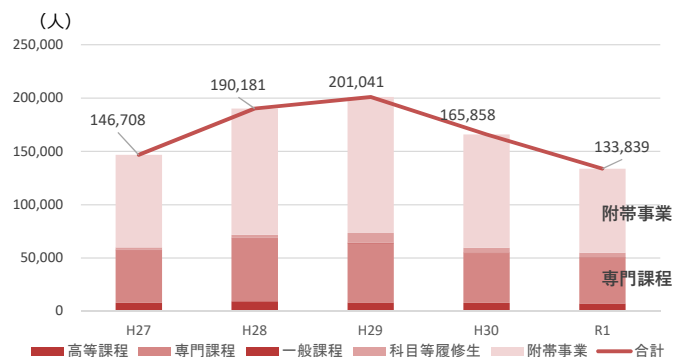
専門学校による職業人材ボリュームゾーンの形成

専門的な知識・技術を身に付け、多様な現場において求められるプロフェッショナル人材を養成する。

<専修学校の分野別生徒数>



<社会人受講者数の推移>



出典：文部科学省「学校基本統計」(令和2年度)、
 文部科学省「私立高等学校等実態調査」(令和2年度)

※比率は小数点以下第1位を四捨五入しているため
 合計が100%にならない。

8

(項目)

1. 専修学校の概要等

2. 高等教育機関としての教育の質の向上

3. 職業教育のマネジメント

4. 第三者評価における今後の課題等

5. その他

9

職業実践専門課程の概要

平成23年1月 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような**職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要**。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、**職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備**。
⇒ 新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において**新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策**も検討。

平成25年7月 「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」報告

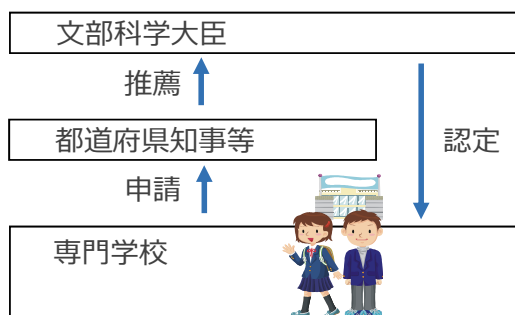
「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する。

⇒平成25年8月 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行
⇒平成26年3月31日「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート

平成29年3月 これからの専修学校教育の振興のあり方について(報告)

職業実践専門課程は、**教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組の枠組**として位置づける。

認定要件等



— 認定要件 —

- 修業年限が**2年以上**
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 総授業時数が**1700時間**以上または総単位数が**62単位**以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
- 企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開**を実施

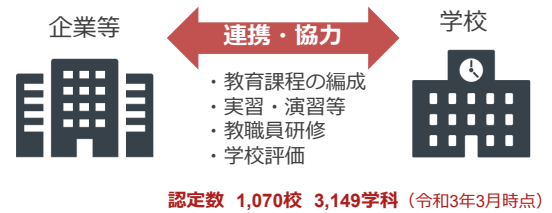
企業等との組織的連携

認定課程の可視化

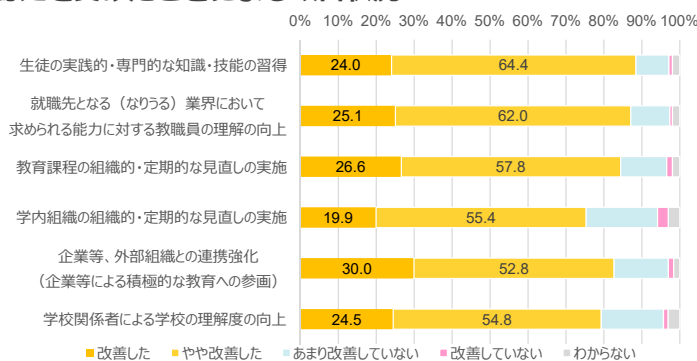
職業実践専門課程について

専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を育成する実践的かつ専門的な職業教育に取り組む学科を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定する制度。

特徴



認定を受けたことによる改善状況



(出典) 平成29年度「職業実践専門課程の実態に関する調査研究」を基に作成。

認定を受けるメリット

学校

- ・企業等と連携して教育課程の編成や実習等を行うことで、業界ニーズの把握や、養成する人材像を明確化でき、より実践的な職業教育を行うことができる。
- ・学校関係者による学校評価により、教育活動や学校運営の改善点が明確になる。
- ・「職業実践専門課程」という枠組みを通じ、教員や高校生、保護者等に対して、学校の強みを積極的にアピールできる。

企業

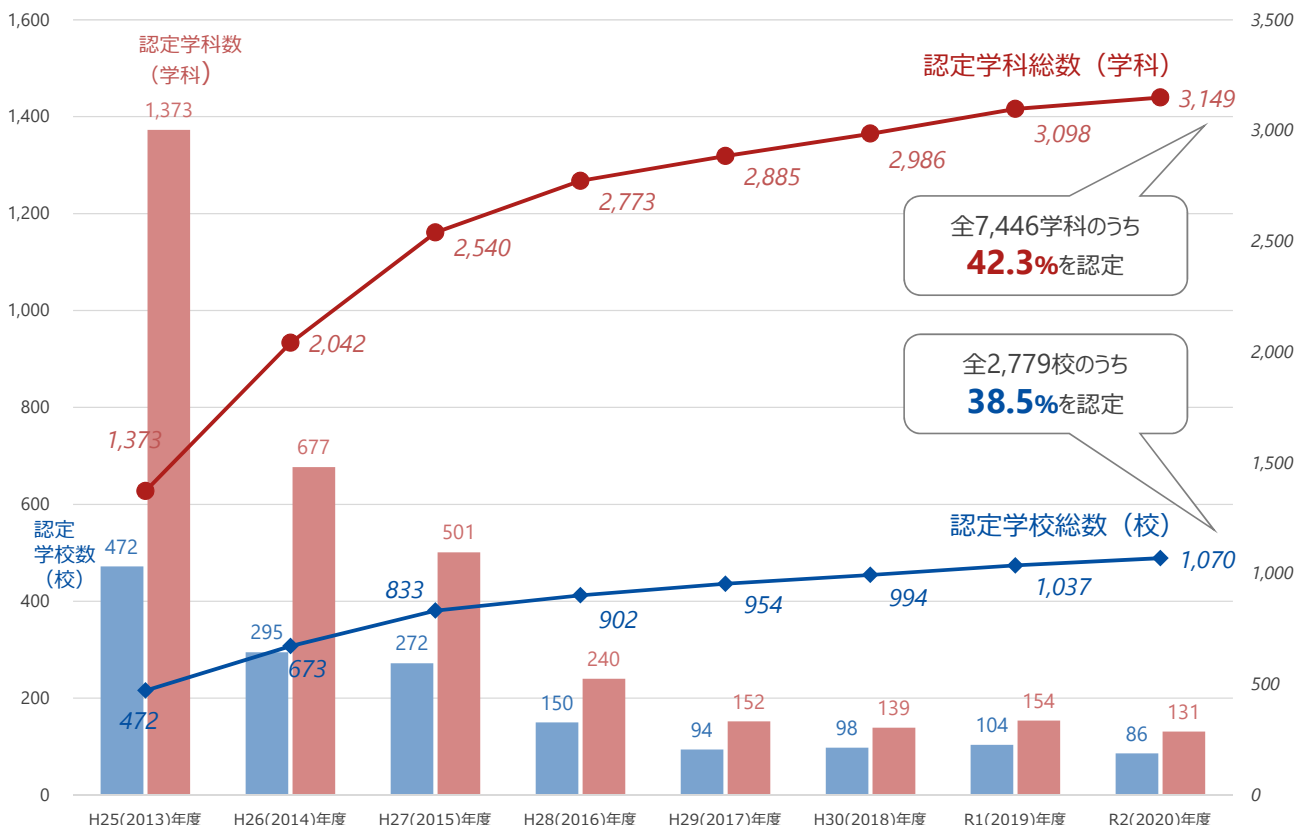
- ・派遣社員のスキルアップやモチベーション向上。
- ・生徒の感性や発想を商品開発や現場の改善に活かせる。

生徒

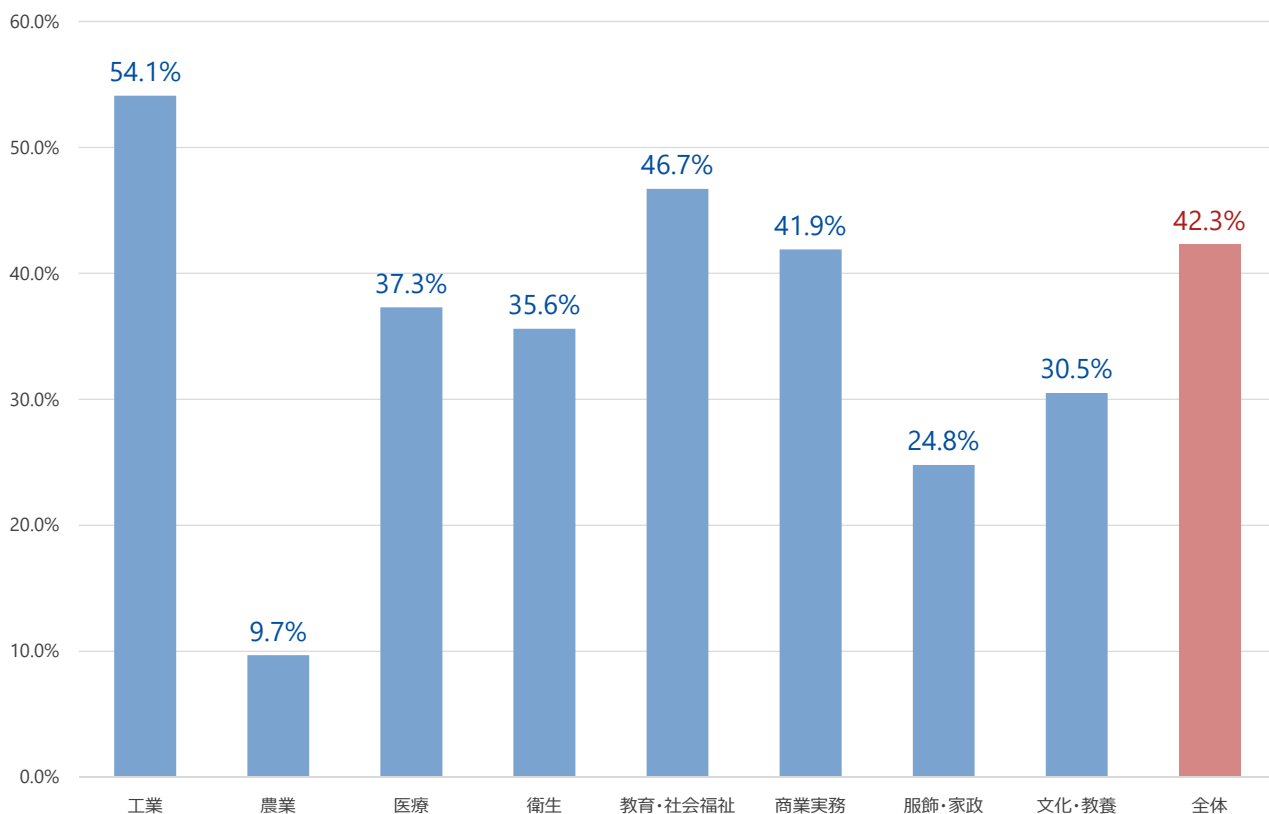
- ・企業等のニーズを反映したカリキュラムを学べる。
- ・実習等により現場の生の声を聞き、具体的に働くイメージが持てる。
- ・教育訓練給付金を受けることができる。(社会人)

11

職業実践専門課程における認定校数・認定学科数の推移



職業実践専門課程 認定学科における分野別認定割合

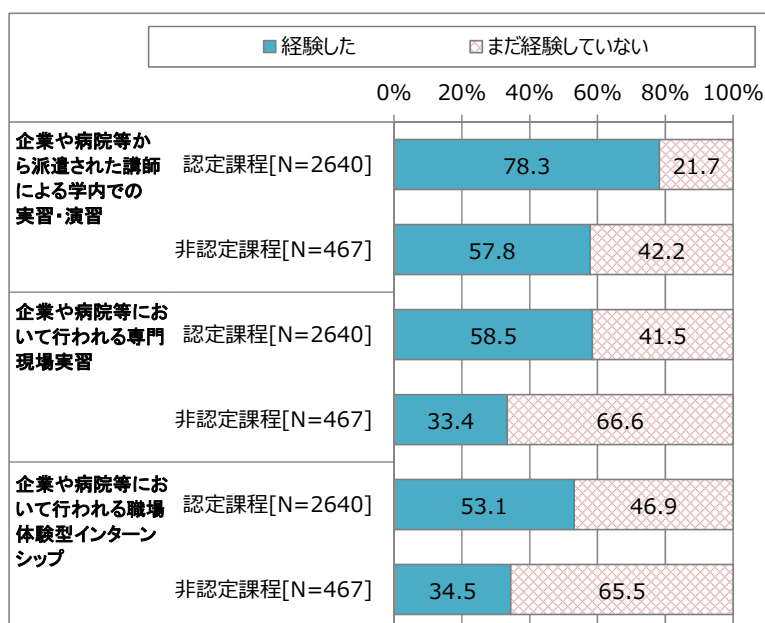


13

職業実践専門課程 学生からの回答①

認定学科の学生の方が、企業等と連携した実践的な教育を経験。

図表 企業等と連携した実践的な教育経験(認定有無別)



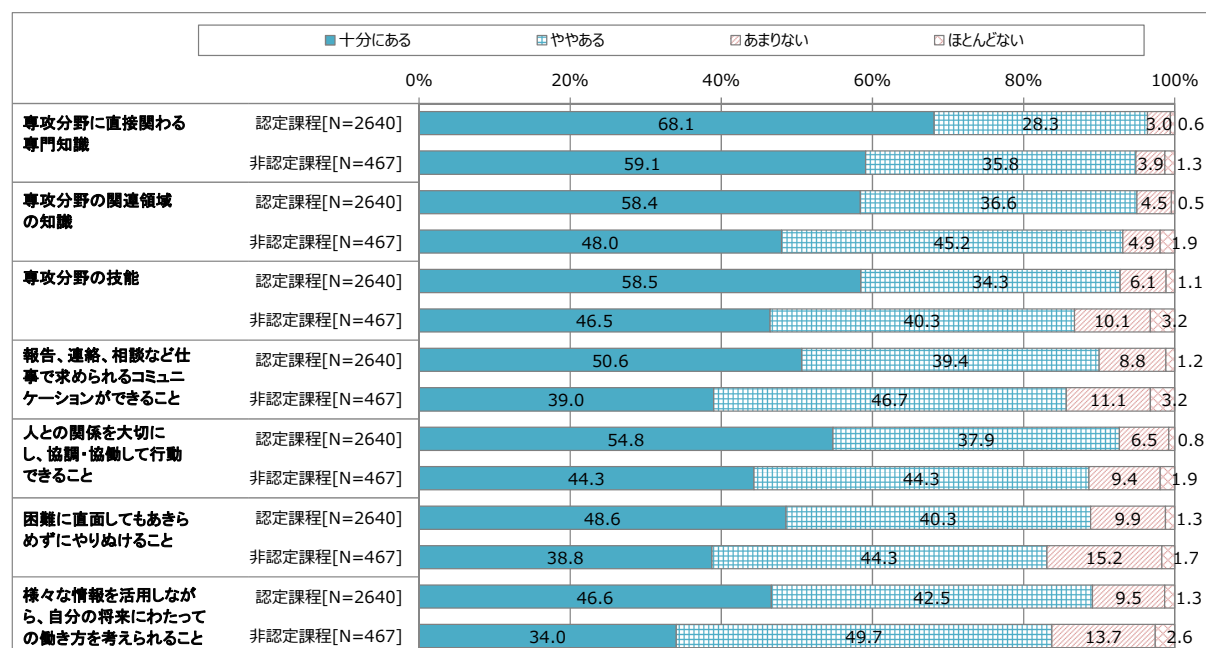
※文部科学省平成28年度委託事業「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究」より

14

職業実践専門課程 学生からの回答②

認定学科の学生の方が、さまざまな能力の習得機会が多い。

図表 能力を身につける機会（認定有無別）



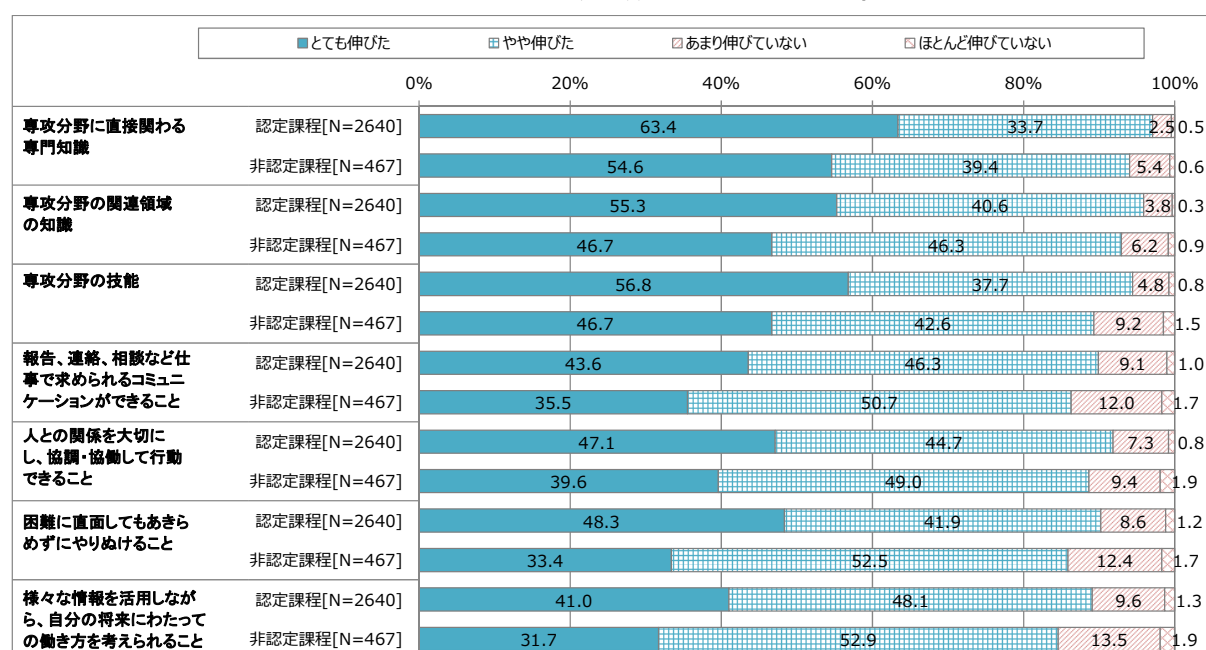
※文部科学省平成28年度委託事業「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究より

15

職業実践専門課程 学生からの回答③

認定学科の学生の方が、実際の能力習得実感が高い。

図表 入学以降の教育効果（認定有無別）



※文部科学省平成28年度委託事業「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究より

16

高等教育の修学支援新制度

お金の心配なく学び続けたい学生のみなさんへ

高等教育の修学支援新制度



2020年4月から新制度がスタートしています!

対象

支援内容

授業料・入学金の
免除/減額

+

給付型奨学金の
支給

申請期間

2021年4月以降(学校ごとに異なります)

○2020年度に申し込めなかった人、または認定を受けられなかった人でも4月以降に申し込めます!

○収入が一定金額以下であれば、住民税非課税世帯でなくても支援の対象となる可能性があります。
(世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決定 ※ 学業成績・学修意欲等に関する要件も満たす必要があります。)

○特に、以下のような人も、支援対象となり得るので、制度について調べてみましょう!

・貸与型奨学金(無利子・有利子)を借りている人 ⇒ 新制度なら給付型奨学金を受けられる可能性があります

・今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人 ⇒ 支援の内容が大幅に充実するので確認してみましょう



くわしい情報はこちら

文部科学省 特設HP



日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます。)

「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかなどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

○日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)

*土日祝日、年末年始を除く。通話料がかかります。

*給付型奨学金のほか、貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。

○各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口

申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は、
在学中の学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。

大学等の要件(機関要件)

○ 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。

※ 4年制大学の場合、13単位(標準単位数124単位の1割相当)

* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。

2. 法人(大学等の設置者)の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。

3. 授業計画書(シラバス)の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等(貸借対照表、収支計算書など)や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

○ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。

▶ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス (法人の決算)

② 直前年度の貸借対照表の「運用資産-外部負債」がマイナス (法人の決算)

③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※ (大学等の状況)

※ 専門学校の経過措置 ~令和2年度: 6割未満、令和3年度: 7割未満、令和4年度~: 8割未満

17

高等教育の修学支援新制度の対象機関数

令和3年8月31日現在

区分	学校数 (R3.4.1) A	確認校数 (R3.4.1) B	新規確認校数 (R3年度)	Bのうち 確認取消校数 (R3年度)	確認校数 (R3.8.31) C	(参考) 要件確認割合 C/A
大学・短期大学	1,086	1,065	1	1	1,065	98.1%
高等専門学校	57	57	-	-	57	100%
専門学校	2,683	1,965	51	7	2,009	74.9%

(注1) 学校数には大学院大学(25校)、募集停止決定済(75校)、休校状態(86校)を含まない。

(注2) 新設予定の学校については、追って確認審査予定。

19

職業実践専門課程及び修学支援新制度における要件の比較①

項目	職業実践専門課程(職実)	修学支援新制度	備考
法人のガバナンス	・ 学校関係者評価の実施	・ 学校関係者評価の実施	学校関係者評価は、法令上努力義務(学教法施行規則第67条)
	・ 企業等の役職員の参画(学校関係者評価の実施に当たり)	・ 外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置	
	-	・ 財務・経営情報の提供	
	-	・ 財務状況・収容定員充足率	
	-	・ 学外者である理事の複数配置	
情報公開	・ 学校・学科等の基本情報	・ 学校・学科等の基本情報	職実とは別紙様式4による
	・ 学校関係者評価結果	・ 学校関係者評価結果	
	・ 企業等に対する教育活動その他学校運営の情報提供	-	
	-	・ 財務諸表等	
	-	・ 役員名簿	

20

職業実践専門課程及び修学支援新制度における要件の比較①

項目	職業実践専門課程（職実）	修学支援新制度	備考
科目の要件	・ 修業年限2年以上		
	・ 総合授業時数1700時間以上又は62単位以上		
	-	・ シラバスの作成・公表	
	-	・ 評価・履修認定	
	-	・ GPA等の設定・公表・運用	
	-	・ DPの公表等	
企業連携	・ 企業等と連携した授業科目の開設・教育課程の編成（教育課程編成委員会の年2回開催等）	-	
	・ 企業等と連携した実習・演習等	・ 実務経験のある教員等による授業科目の配置	
	・ 企業等と連携した教員研修	-	

21

（項目）

1. 専修学校の概要等

2. 高等教育機関としての教育の質の向上

3. 職業教育のマネジメント

4. 第三者評価における今後の課題等

5. その他

22

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議

趣 旨

- ポストコロナ期のニューノーマルに対応するために、D X（デジタルトランスフォーメーション）の促進など社会全体のデジタル化が不可欠となっている。
- こうした社会構造の変化を踏まえると、デジタル人材をはじめ実践的な専門職業人を養成する専門学校の役割はこれまで以上に重要となる。
- そのため、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」において、専修学校に係る課題への対応方針を検討するため議論を行う。

検討事項

- 職業実践専門課程の改善を通じた専修学校教育の質の保証・向上
- 職業教育の体系化・可視化に向けた検討
- オンライン教育を含む、ニューノーマルを見据えた今後の専修学校教育の在り方 等

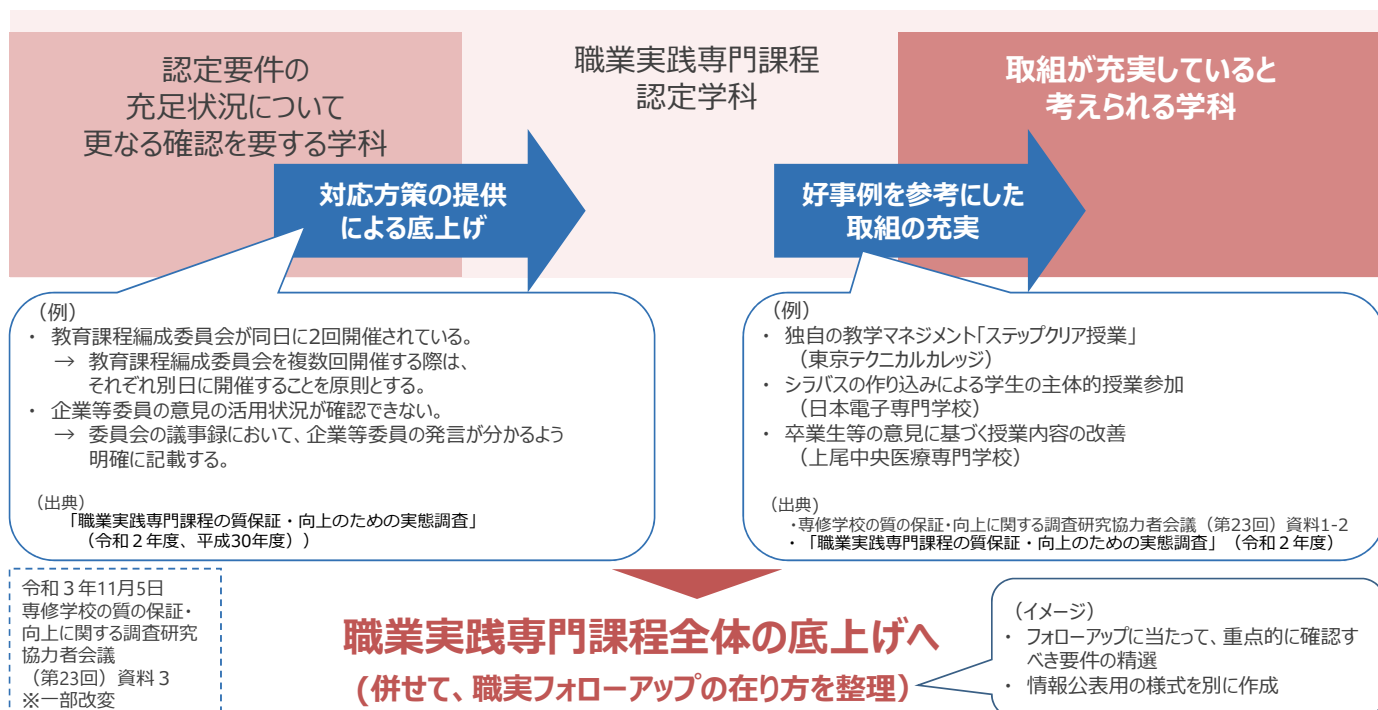
検討スケジュール

- 令和3年2月以降、これまで4回開催。
- 令和3年度においては、職業実践専門課程における教育の実質化に係る検討を重点的に行う予定

23

職業実践専門課程の充実に向けて（イメージ）

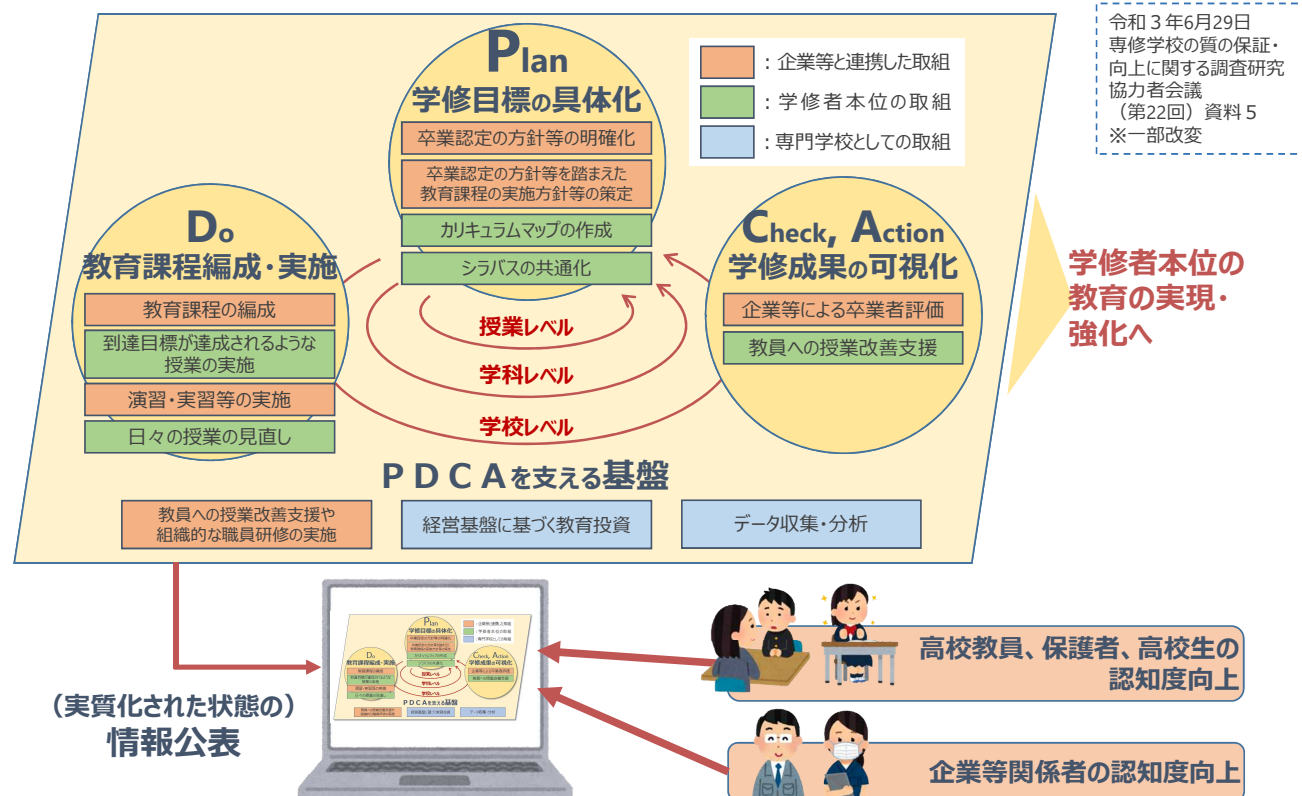
職業実践専門課程（職実）を有する専門学校のうち、認定要件の充足状況について更なる確認を要すると考えられる取組について、事例を交えた具体的な対応方策を示すとともに、取組が充実していると考えられる好事例の周知を行うことにより、全体を通じた取組の底上げを図る。



24

職業実践専門課程の実質化のサイクル（イメージ）

職業実践専門課程の実質化のサイクルを可視化・周知することにより、職業実践専門課程の質の向上を図るとともに、社会の信頼を確保し、学修者本位の教育を実現・強化する。



25

質保証会議報告 骨子イメージ①

(A) 職業実践専門課程

全学科の4割超が認定済

→ 認定要件に係る取組の更なる充実

(B) その他の方策

(職業教育マネジメントによる)

- ・ P D C Aサイクルの導入
- ・ 修学支援新制度による取組の促進
- ・ 企業等による卒業生の評価
- ・ 中期事業計画策定
- ・ 教育資源に対する投資 等

令和3年11月5日
専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議
(第23回) 資料3
※一部改変

現在の職業教育
マネジメントの範囲

職業実践専門課程の更なる充実、各学校におけるPDCAサイクルの導入促進などにより、専修学校の更なる質保証・向上を目指す。

26

○ 職業実践専門課程の実質化に向けて

(1) 学習目標の具体化

- ・ 卒業認定の方針等の明確化
- ・ 卒業認定の方針等を踏まえた教育課程の実施方針等の策定
- ・ カリキュラムマップの作成
- ・ シラバスの共通化

(2) 教育課程の編成・実施

- ・ 教育課程の編成
- ・ 到達目標が達成されるような授業の実施
- ・ 演習・実習等の実施
- ・ 日々の授業の見直し

(3) 学習成果の可視化

(4) P D C Aサイクルを効果的に回すための視点

- ・ 授業レベル・学科レベル・学校レベルそれぞれにおけるサイクル

(5) P D C Aを支える基盤

- ・ 経営基盤に基づく教育投資
- ・ 教員への授業改善支援や組織的な職員研修の実施
- ・ データ収集・分析

(6) 情報公表

- ・ 企業等による卒業生評価
- ・ 教員への授業改善支援

○ 職業実践専門課程の今後の展望

令和3年11月5日
専修学校の質の保証・
向上に関する調査研究
協力者会議
(第23回) 資料4
※一部改変

27

(項目)

1. 専修学校の概要等

2. 高等教育機関としての教育の質の向上

3. 職業教育のマネジメント

4. 第三者評価における今後の課題等

5. その他

28

専門学校における質の保証に係る指摘等

2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）

平成30年11月26日 中央教育審議会

V. 各高等教育機関の役割等－多様な機関による多様な教育の提供－

1. 各学校種における特有の検討課題

（専門学校）

専門学校は、社会・産業ニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開して、実践的な職業教育を実施している。高等教育機関全体の中では、大学に次ぐ学生数を受け入れており、**地域密着型の高等教育機関として、地方の道県でも高い進学率となっている**。留学生や社会人の受入れも多く、また、**平成26（2014）年度からは、企業等と連携してより実践的な職業教育に取り組む「職業実践専門課程」の認定制度が開始され、約3割の学校が取組を進めている**。「職業実践専門課程」では、**学校関係者評価や、情報公表等が要件として求められており、こうした質保証・向上の取組は、全ての専門学校でも進められていくことが必要である**。

今後は、地域等での産学連携による職業教育機能の強化や留学生の積極的な受入れ、リカレント教育にも大きな役割が期待され、地域に必要な高等教育機関として、教育の質を高めていくことが重要である。

29

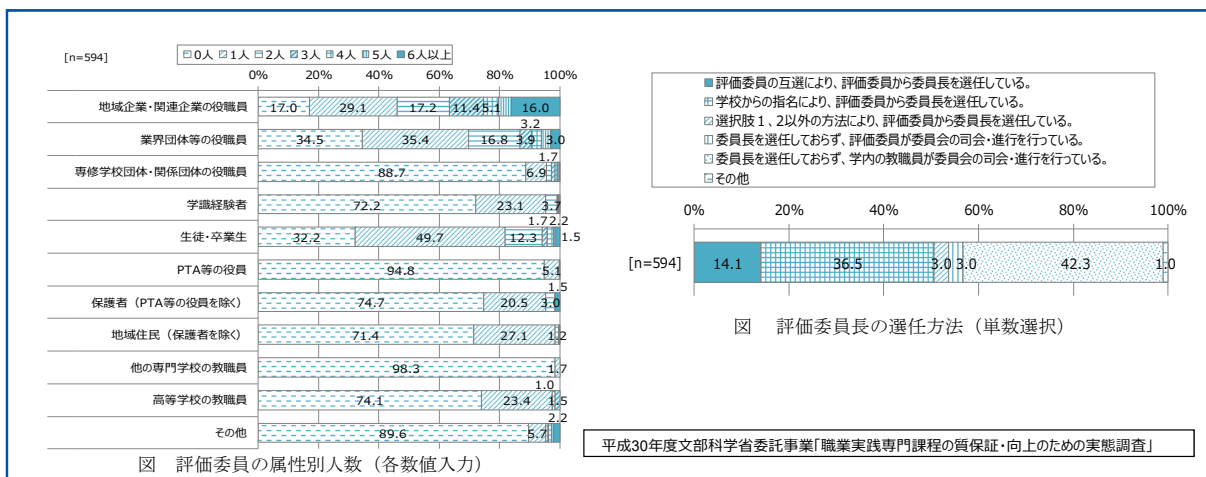
学校関係者評価について

➡ 職業実践専門課程の認定要件では、企業等の役職員の参画が必要。

今後の課題として・・・

（考えられる検討課題）

- 外部性の一層の確保
 - ・委員の構成
 - ・委員会の運営方法 等
- 評価項目における視点
 - ・ガイドラインや手引などで新たに例示すべき項目の検討 等



専門学校における各種評価の定め

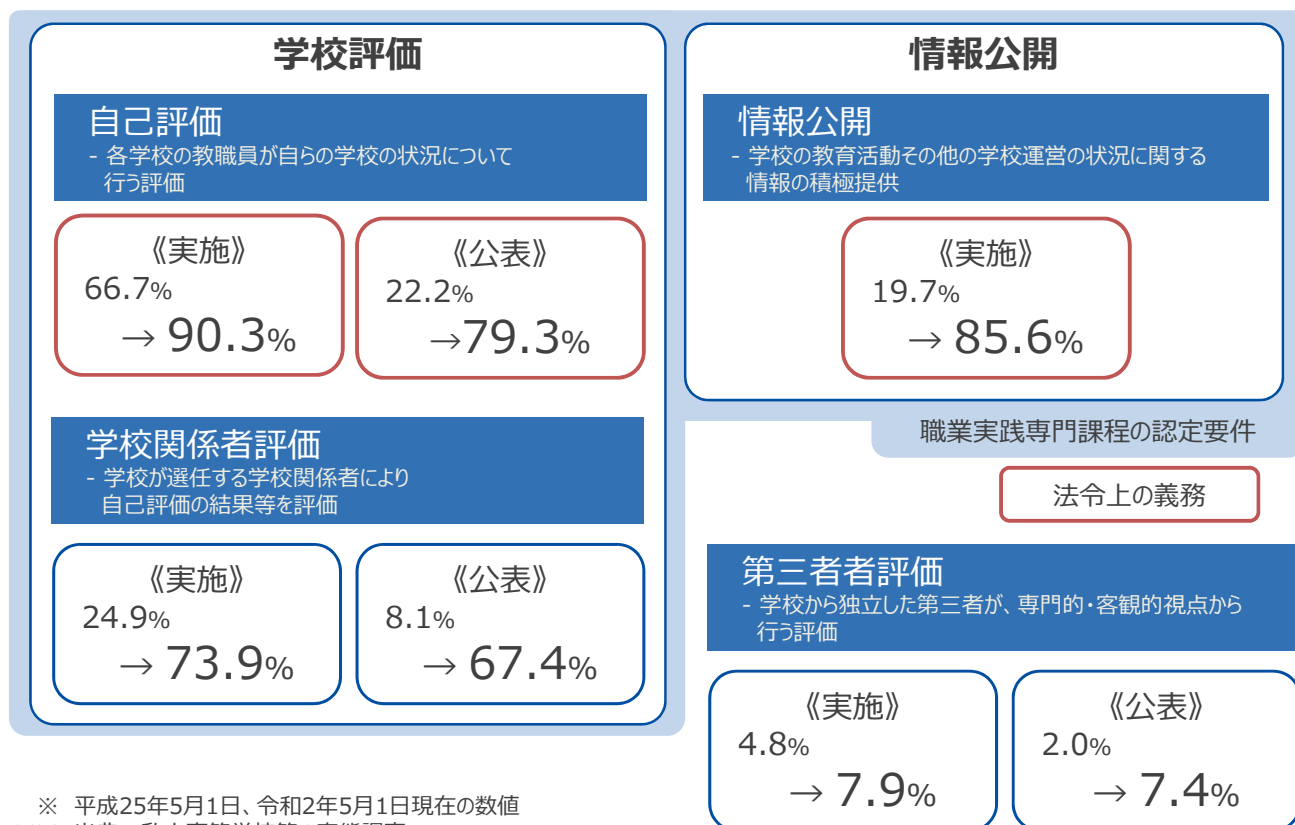
専門学校は、大学と異なり第三者評価（機関評価、分野別評価）が義務化されていない。

学校種	自己評価	学校関係者評価 （外部評価）	第三者評価 （認証評価）
専門学校	義務 （学校教育法第42条、 学校教育法施行規則第66条を準用）	努力義務 （学校教育法第42条、 学校教育法施行規則第67条を準用） ※ 職業実践専門課程の認定要件	義務なし
大学	義務 （学校教育法 第109条第1項）	義務なし	義務 （学校教育法 第109条第2項 学校教育法施行令 第40条）
専門職大学	義務 （学校教育法 第109条第1項）	義務なし	義務 （学校教育法 第109条第2項、第3項 学校教育法施行令 第40条）

31

専修学校における学校評価・情報公開の状況

（H25（上段）→R02（下段） 調査結果）



※ 平成25年5月1日、令和2年5月1日現在の数値
 ※※ 出典：私立高等学校等の実態調査

32

教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組の枠組み

3つの視点

<職業実践専門課程の認定学科におけるトレンド>

- ・認定を目指す学校と認定受けない学校への二極化
(今年度の推薦学校数・学科数のうち、新規学校の比率は横ばい)

<修学支援新制度で求められた要件>

- ・厳格かつ適正な成績管理の実施公表

<教育の体系化・可視化>

- ・全ての学校段階でマネジメントの視点

➡ 職業実践専門課程の「取組内容の実質化」の視点として、

例えば、企業等との密接な連携の下に、

- ・学校としての教育目標や達成目標など、育成する人材像が明確に設定され、
- ・目標達成のための体系的な教育課程を編成し、対応する授業科目が配置され、
- ・学生に対して計画的に構成された学習活動が行われ、
- ・具体的な学修成果に基づいた、PDCAサイクルが各レベル（授業科目、学科、学校・・・）で有効に機能しており、
- ・教育活動を通じて学生が得た学修成果や、当該成果に基づいた教育活動の見直し等が適切に情報公表され、職業教育機関として、社会に対する説明責任が果たされていること。（≒職業教育のマネジメントが確立し、企業等と連携して社会のニーズを踏まえた職業教育が組織的に実施されている専門学校）

33

認定要件の継続状況確認の方法について

<認定された職業実践専門課程が引き続き要件に適合していることについての確認（フォローアップ）>

認定後、一定期間を経過した学科について、取組状況の報告を求めることにより、当該校において職業実践専門課程としての取組について点検する機会を設け、教育の改革と高度化に向けた不断の取組を促すことを目的とする。（H29～）

【令和元年度における検証】

【別添7】
職業実践専門課程の要件及び運用状況等確認シート

● 本資料の用途は、認定後、最新の「別添7-4」（2019年7月末日現在）上の記載と一致性を確認してください。
● 以下の項目で「自己点検結果」欄が「○」の場合は、「継続」となる学内文書等からの説明、欄に改善の方向性を記載してください。

1. 学科の基礎的情報

学科名	設置認可年月日	設置者名	所在地
○○○専門学科	令和元年度10月1日	株式会社○○○学校	東京都千代田区千代田1-2-2
分野	認定課程区分	認定学科名	認定年月日
○○○専門課程	○○○専門	○○○専門	令和元年度10月1日

○コースを設けている場合、以下に情報を記載してください。

コース名	コース目的	修業年数	卒業人数	在籍人数	単位修得数

2. 修業年数

(1) 職業実践専門課程の要件

自己点検項目	自己点検結果 ○又は△を記入	継続となる学内文書等からの説明
修業年数が1年以上であること		※記載方法：学内（修業年を定めた文書）を添付してください。

(2) 要件関連事項

自己点検項目	自己点検結果 ○又は△を記入	継続となる学内文書等からの説明
学校名は学内に記載されている名称か		※記載方法：学内（学校名を定めた文書）を添付してください。
課程名は学内に記載されている名称か		※記載方法：学内（課程名を定めた文書）を添付してください。
学科名は学内に記載されている名称か		※記載方法：学内（学科名を定めた文書）を添付してください。
学内に記載されている範囲で「専門」と記載しているか		※記載方法：学内（専門課程認定を定めた文書）を添付してください。

※認定要件毎にシートは5枚

今後、更なる効果的方法等への改善

【令和2・3年度における検証】

- 対象学科
- 実施手順
- 提出資料
- フォローアップ結果の活用

- ※ 今後の制度改善
- ※ 当該学校及び他学校の取組の促進
- ※ 認定要件を満たさない（満たす意思がない）場合の今後の対応

新たなモデルの検証等

34

職業実践専門課程のフォローアップ等の見直しについて①

(現状)

- 職業実践専門課程（職実）のフォローアップ（F U）については、2018(H30)年度以降、委託事業を併用することにより、認定要件の充足状況の確認に加え、実質化されていると考えられる事例を抽出。
- これまでの取組を通じて、職実に係る様々な事例が蓄積された一方で、本手法は様々な書類を厳密に精査することから、対象とし得る学科の規模が限られることが課題。

(見直し案)

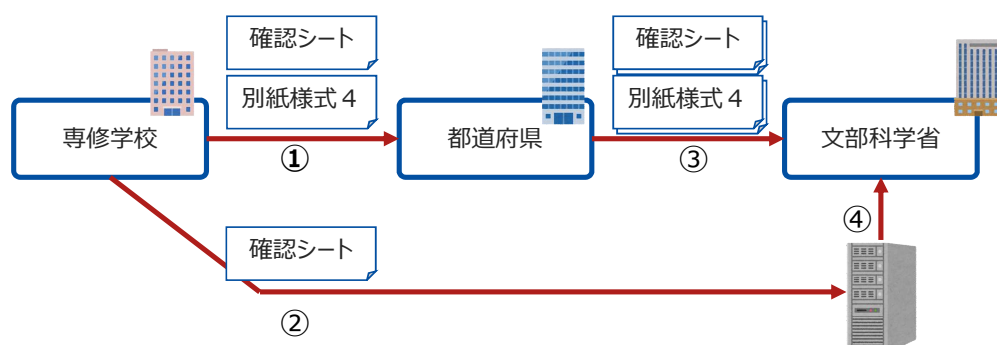
- 委託事業を通じて得られた知見を活用し、全ての学科を対象とした上で、機械的かつ簡素に実態を確認する手法を導入。
- なお、見直しに当たっては、以下の点に留意する必要。
 - ・ 各学校においてP D C Aを回すことによる質の担保を本手法を通じて把握する方策
 - ・ 都道府県との連携の在り方
 - ・ F Uを通じて求める自己点検項目と各学校における自己評価との連動
 - ・ 認定要件の充足状況が不十分である学科への対応方策
 - ・ （引き続き、）実質化事例を把握するための方策
 - ・ 従前の委託調査で用いた精査手法に関して、第三者評価（外部評価）への転用可能性

令和3年11月5日
専修学校の質の保証・
向上に関する調査研究
協力者会議
(第23回) 資料6
※一部改変

35

職業実践専門課程のフォローアップ等の見直しについて②

- ① 専門学校は、認定要件確認シートと別紙様式4を都道府県に提出
- ② 専門学校は、都道府県への提出と併せて認定要件確認シートの回答内容を文部科学省が設けるフォームに入力
- ③ 都道府県は域内の専門学校における別紙様式4と認定要件確認シートを文部科学省に提出
- ④ 文部科学省は、各学校からのフォームの入力内容をチェックすることによりフォローアップに資する。



令和3年11月5日
専修学校の質の保証・
向上に関する調査研究
協力者会議
(第23回) 資料6
※一部改変

※認定要件確認シート
(イメージ)

→委託事業で活用している
様式を一部転用

項目	自己点検結果 (○または×)	×の場合は 対応方針を記入
(1) 修業年限が2年以上である。	○	—
...		
(2) ③教育課程編成委員会等の意見を活用して 教育課程の編成を行っている	○	—
...		
(4) 全課程の終了に必要な総授業時数が1700単位時間以上 又は総単位数が62単位以上である	○	—
...		

36

第三者評価に関するこれまでの提言①

専修学校における学校評価ガイドライン

平成25年3月 生涯学習政策局

2 専修学校における学校評価の実施・公表

(3) 第三者評価

- 第三者評価は、各学校の目標の設定・達成に向けた取組状況など学校運営の在り方について、自己評価や学校関係者評価に加えて、学校評価全体を充実する観点から、学校とその設置者が実施者となり、当該学校から独立した学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価主体により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、第三者が設定する評価基準に基づき、専門的・客観的視点から評価し、その結果を踏まえて、学校の優れた取組や今後の学校運営の課題や改善の方向性等を提示することを目的とする。
- **専修学校における第三者評価への取組については、制度的な整備がなされていない中でも、実践的な職業教育を目的とする専修学校の特性を踏まえ、関係業界、専修学校団体・関係団体等との連携により分野ごとに当該学校と直接関係をもたない専門家や学校運営に係る外部の専門家による独立性の高い評価活動を促していくことが必要である。**
- このような第三者評価を専修学校が自らの状況を客観的に見直す機会として捉え、専門的な分析や社会経済のニーズを踏まえた助言を受けつつ、学校の優れた取組を促進させるとともに、学校運営の改善・充実など更なる学校の活性化が図られることが期待される。
- なお、大学等における第三者評価については、国の認証を受けた評価機関が大学等の評価を行う認証評価の仕組みが構築されているが、こうした制度は、小学校等の評価制度を準用している専修学校には導入されていない。
- **実践的な職業教育を行う専修学校としての特色が生かせるような第三者評価の在り方について、各分野における自主的・自立的な第三者評価の仕組みの構築も含め、更に検討するとともに、先導的な取組を推進する必要がある。**
- 第三者評価の評価項目・指標の設定など具体的な評価の在り方については、後述の評価体制等も含め、自己評価・学校関係者評価や、既に実施されている先進的な第三者評価の取組等との関係を整理しつつ、引き続き検討する。

37

第三者評価に関するこれまでの提言②

これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）

平成29年3月 これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議

< (2) 高度化・改革支援 >

【積極的な質向上】

⑥ 職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実

（職業実践専門課程の今後の在り方）

〔中期的課題〕

また、**職業実践専門課程の質保証・向上の観点からは、認定後の取組充実の状況を確認し、促進する枠組として、第三者評価の導入を進めていくことが必要**となると考えられる。その際の**第三者評価は、学校における内部質保証を前提にしたものとするとともに、学修成果をより意識した、専修学校の特色・強みを生かした、実効性のある第三者評価システムを構築していくことが望まれる。**

38

委託事業における第三者評価の制度的導入の検証（R2～）

【職業分野間の連携等に着目した学校評価の共通枠組み整備に関する取組】

全国専門学校教育研究会

…職業実践専門課程の充実にに向けた自己点検・評価システムの検証と質保証・向上のための取組

- ・ 外部評価の比較検証
- ・ 外部評価を行うための人材育成（学内監査・審査員等）の支援
- ・ 学校運営における評価を実施するための基準
- ・ 全国展開の評価機関の指定・方法等の基準 等

※ 関係機関とも協力

実行可能性

役割分担・連携・意見交換

評価機関の質

私立専門学校等評価研究機構

…実践的職業教育における第三者評価機関の要件等の定義・相互協議体の構築

- ・ 実践的職業教育における第三者評価機関のあり方に関する調査・研究
- ・ 職業分野の評価機関モデルの設立と設立マニュアルの作成
- ・ 実践的職業教育における第三者評価機関の要件及び認証等のあり方についての提言のまとめ

※ 評価実施団体とも協力

成果物の収斂

- ・ 機関紹介・照会
- ・ 人材育成（監査・審査員）
- ・ 相互評価
- ・ コーディネイト

第三者評価機関が行う評価を指定する機能

ここでの指定とは、標準的な評価項目・基準と特色をオーソライズすること

39

（項目）

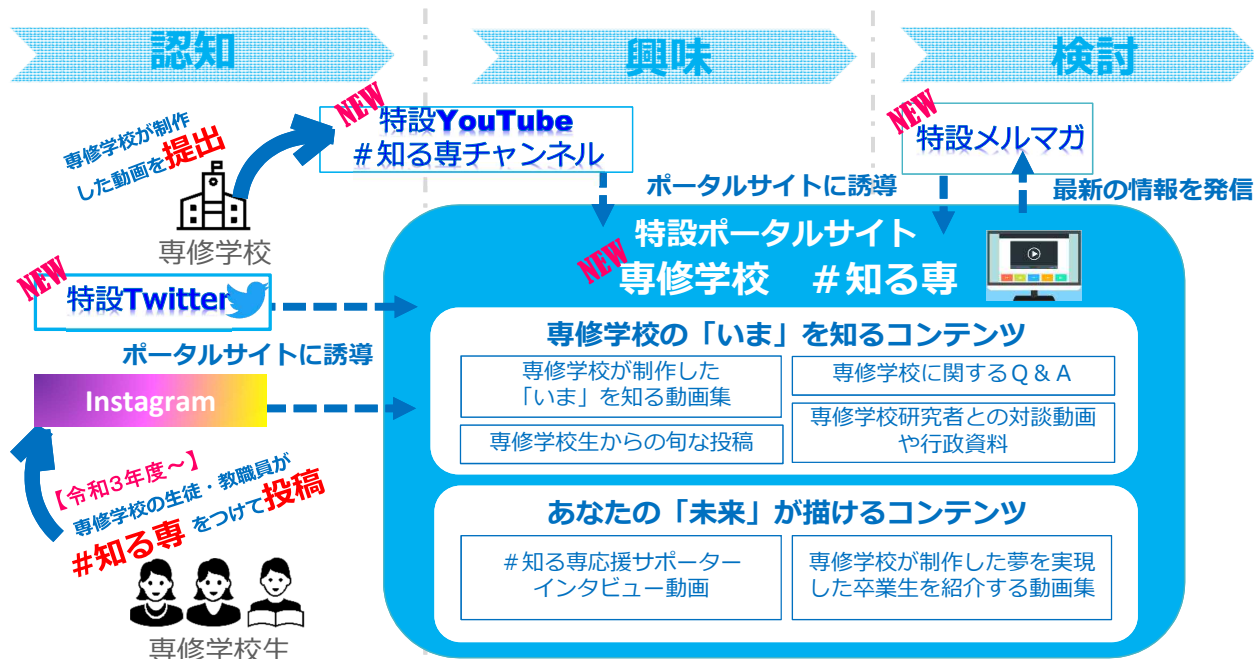
1. 専修学校の概要等
2. 高等教育機関としての教育の質の向上
3. 職業教育のマネジメント
4. 第三者評価における今後の課題等
5. その他

令和3年3月
始動！

専修学校の「いま」を知る あなたの「未来」がここにある

★ 専修学校 #知る専 ★

- ▶ コロナ禍における実践事例を専修学校から集め、動画で配信したところ各方面から反響あり
- ▶ そこで、SNSやWebサイトを組み合わせながら、専修学校の魅力をさらに効果的に発信し、中高生が、専修学校を「認知」し、「興味」をもち、進路選択の「検討」につなげるために、新たな広報プロジェクト「専修学校 #知る専」をスタート！



41

特設ポータルサイトのイメージ

主なコンテンツ

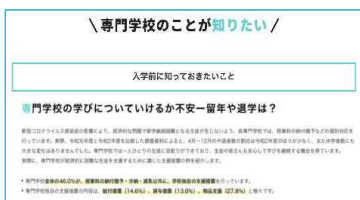
- ・ 専修学校での学びや仕組みをわかりやすくQ&Aで解説
- ・ 各専修学校が制作した、特色ある教育活動や卒業生から見た仕事の面白さなどテーマ別動画や記事を掲載
- ・ 専修学校を卒業し第一線で活躍する「#知る専応援サポーター」のインタビュー動画や有識者の対談動画などを掲載

サイトのイメージ

◆ トップ画面イメージ



◆ 専修学校って何？



◆ 専門家との対談動画



◆ 学校ムービー・卒業生ムービー (専修学校が制作した動画集)



◆ #知る専応援サポーター



#知る専サポーター

「専修学校 #知る専」には、心強い応援もいます。専修学校で学び、卒業後各分野の第一線で活躍されるプロフェッショナルの皆様へ「#知る専応援サポーター」に就任頂きました。今後、応援サポーターの皆様が学生時代の学びや今の仕事、今後の目標などを紹介するコンテンツを随時ウェブサイトに掲載予定です。

[#知る専サポーターをもっと見る](#)

42

専修学校 #知る専 ロゴマークコンテスト

概要

中高生等に専修学校（専門学校、高等専修学校）の魅力を伝えるため、令和3年3月に立ち上げたウェブサイト「**専修学校 #知る専**」。
この度、本ウェブサイトで実際に使用する**ロゴマーク**を専門学校生、高等専修学校生及び高校生等から募集。
文部科学大臣賞（最優秀賞）及び優秀賞を決定しました！

文部科学大臣賞（最優秀賞）



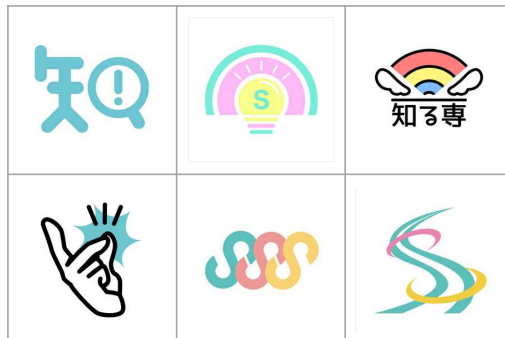
【作者】
仙台デザイン専門学校
グラフィックデザイン学科（宮城県）
宗像 杏 さん

【作品のポイント】
「知」の文字をデザイン化。「専」の部分
を電球にし、学生の顔とすることで、「知
る専」で学校情報が得られることを表現。
全体的に丸く、柔らかな印象付けをした。

➤ 本作品を「**#知る専**」のロゴマークとして実際に使用します！

優秀賞

○専門学校の部



○高等学校・高等専修学校の部



【詳しくはコチラ！】

・専修学校 #知る専（文部科学省HP）
<https://shirusen.mext.go.jp/>



コンテストについて

- 募集期間
・令和3年7月12日～9月3日
- 応募総数：930名
専門学校部：802名／高等学校・高等専修学校部：128名

【表彰式を開催しました！】

令和3年11月17日に、文部科学省にて表彰式を開催しました。

表彰式では、末松文部科学大臣より受賞者に対して表彰状が授与されました。



43

21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）結果①（第19回・令和3年8月公表）

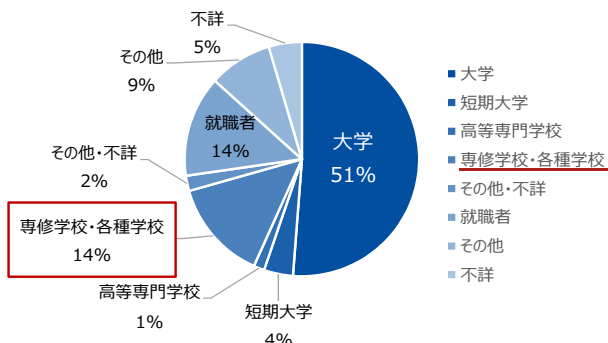
調査概要

目的	2001年（平成13年）出生児の出生時から学校教育、就業に至るまでを継続的に観察し、縦断データを整備することにより、教育に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料を得る。
対象	・全国の平成13年に出生した子供のうち、①1月10日～17日の間に出生した子（1月生）及び②7月10日～17日の間に出生した子（7月生） ・今回は第19回目の調査であり、対象者の年齢は19歳。 ・回答者数は25,504名
時期	令和2年2月28日～4月12日（1月生） 回答者数：12,702名 令和2年7月14日～9月22日（7月生） 回答者数：12,802名
調査項目	現在の状況、家族の状況、将来（進路等）等

調査結果概要

調査対象者の属性

➡ 調査対象者の14%は専修学校・各種学校の生徒である。



対象者数	状況	実数 (単位：人)	割合 (単位：%)
対象者数(総数)		25,504	100
在学者	大学	18,548	72.7
	短期大学	1,025	4.0
	高等専門学校	379	1.5
	専修学校・各種学校	3,546	13.9
	その他・不詳	537	2.1
	就職者	3,553	13.9
その他		2,240	8.8
不詳		1,163	4.6

21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）結果②（第19回・令和3年8月公表）

■ 前回調査の進学希望先と今回調査の進学実績

→ 前回（18回）調査で「専修学校・各種学校」が第一志望であった者のうち、93.8%は第一志望と同じ「専修学校・各種学校」に進学しており、他の学校種と比較して最も高い。

進学先（第19回調査） 第一志望（第18回調査）	総数	私立大学	国公立大学	短期大学・高等専門 学校（5年制）	専修学校・各種学校	外国の大学	その他	無回答等
総数	100.0	56.2	17.0	7.2	18.5	0.1	0.9	
私立大学	100.0	93.3	1.5	1.5	3.2	0.0	0.5	1.1
国公立大学	100.0	39.3	54.1	2.7	2.9	0.0	1.0	1.0
短期大学・高等専門学校（5年制）	100.0	1.7	0.0	93.8	3.7	0.0	0.8	0.1
専修学校・各種学校	100.0	1.6	0.2	2.9	93.8	0.0	1.5	0.5
外国の大学	100.0	7.4	7.4	14.8	3.7	48.1	18.5	10.0
まだ考えていない（考えていなかった）	100.0	24.4	0.0	56.4	10.3	0.0	9.0	0.0
その他	100.0	42.7	7.3	31.3	15.6	0.0	3.1	0.0
無回答等	100.0	45.9	10.9	9.5	22.6	0.5	6.1	4.5

※ 第19回調査において進学実績に係る回答を得た者を対象とし、その対象者について第18回調査の第一志望の進学希望先の回答別に進学実績を関連付けている。

※ 黄色着色箇所は、第一志望の進学希望先と進学実績が同じであった者の割合。

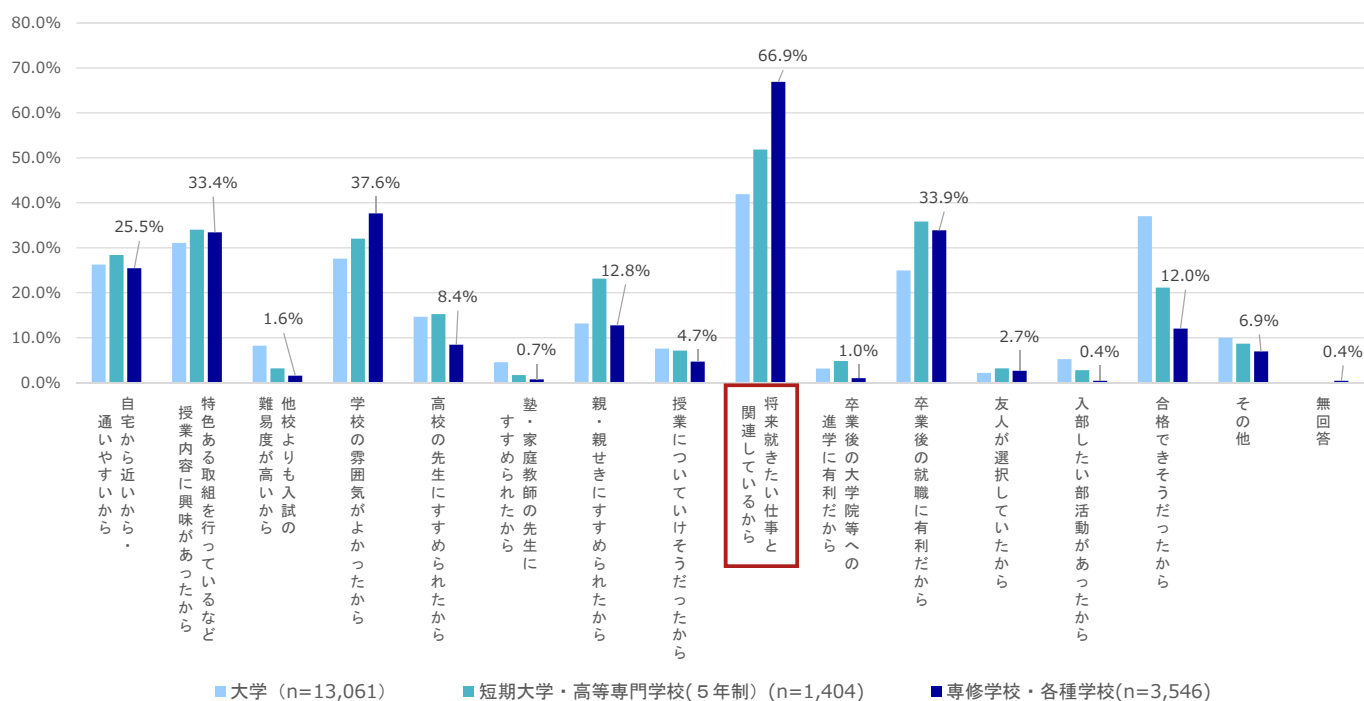
※ 第19回調査及び第18回調査の両方の該当の間に回答した者のみを計上しており、一方が未回答であった者は計上していない。

45

21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）結果③（第19回・令和3年8月公表）

■ 学校選択の理由

→ 専修学校・各種学校の在学者は、「将来就きたい職業と関連しているから」の割合が最も高く、他の学校種と比較しても最も高い。

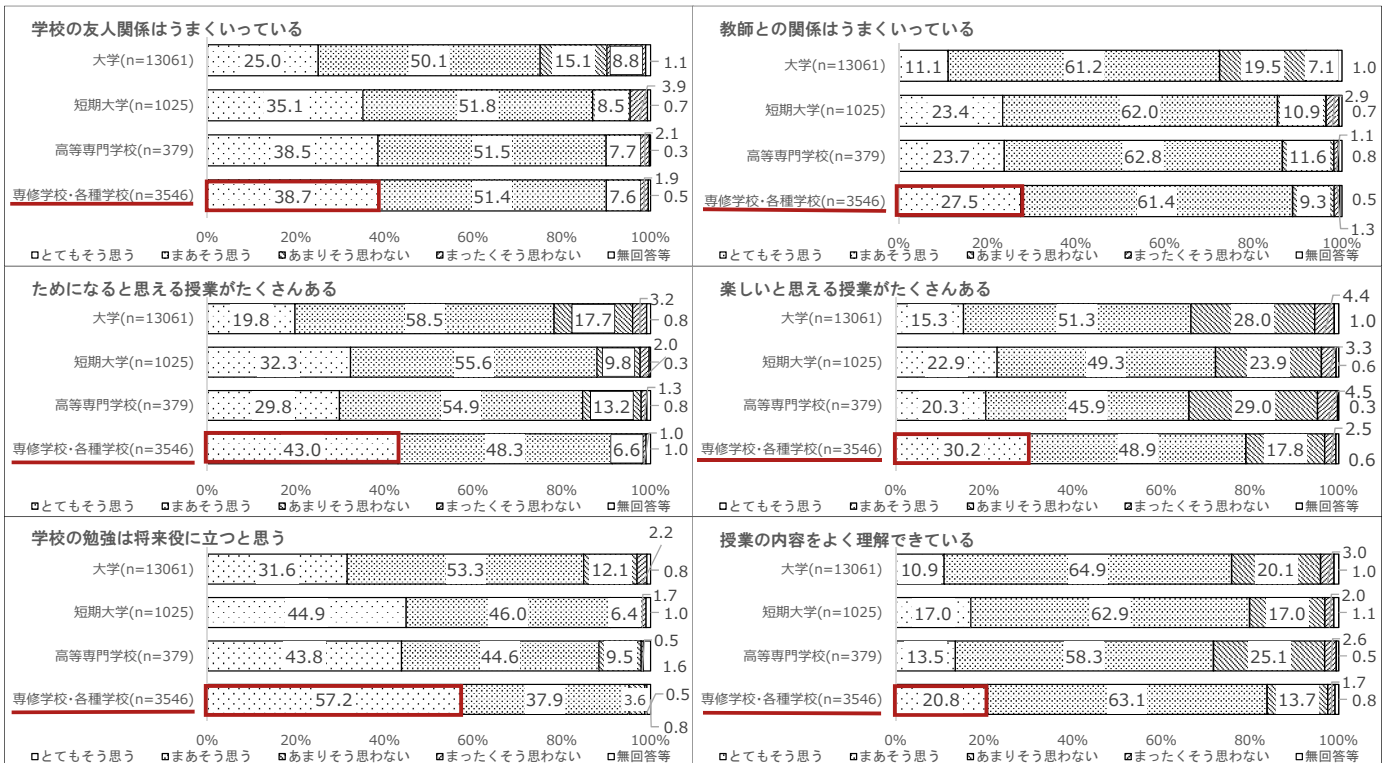


46

21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）結果④（第19回・令和3年8月公表）

■ 学校生活の満足度

→専修学校・各種学校の在学者は、全ての学校生活の満足度に係る項目について、「とてもそう思う」の割合が他の学校種と比較して最も高い。

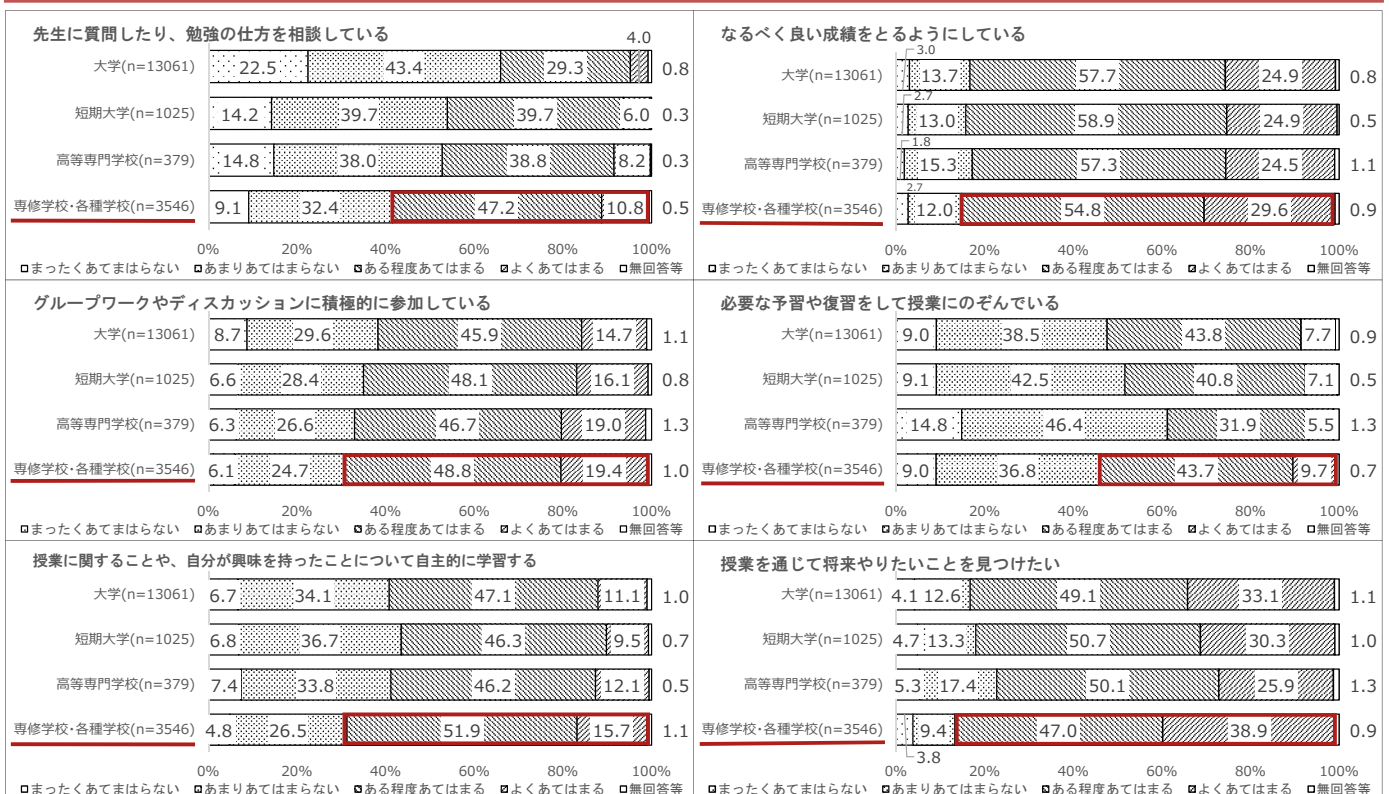


47

21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）結果⑤（第19回・令和3年8月公表）

■ 授業への取組状況

→全ての調査項目において、「ある程度あてはまる」「よくあてはまる」と回答した割合の合計について、専修学校・各種学校在学者が最も高い。



48

令和3年度文部科学省受託事業報告

実践的職業教育における第三者評価の定義 ・評価機関の要件等について

第三者評価フォーラム2022

令和4年2月2日

第三者評価機関等確立委員会委員長

私立専門学校等評価研究機構理事

関口 正雄

1. 事業の前提・位置づけ ～第三者評価はなぜ必要？ →社会の評価＝専門学校の振興～

① 内閣府教育再生実行会議第五次提言→専門職大学の起点

「専修学校専門課程（専門学校）……教育の質が制度上担保されていないこともあり、必ずしも適切な社会的評価を得られていない」（平成26年7月3日）

- ・多くの専門学校は、一条校化運動→職業実践専門課程と専門職大学との間に、不連続を感じている
- ・ここから再度、職業実践専門課程を起点とし、社会的評価の獲得から専門学校の振興を図ることが求められている（全国専修学校各種学校総連合会の基本方針）→その社会的評価を得るためには、教育の質の担保（制度的）の方法としての第三者評価が重要

1. ②最近の関連する動きから i) ～ iii)

i) 「これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）」平成29年3月

「職業実践専門課程の質保証・向上の観点からは、認定後の取組充実の状況を確認し、促進する枠組として、第三者評価の導入を進めていくことが必要となると考えられる。」

ii) 職業実践専門課程認定要件充足状況調査（平成28年認定501学科対象）

調査結果から

「良」実質化 14学科（2.8%） 「可」認定要件充足 427学科（85%）

「要改善」充足できていない 60学科（12%）

→アンケートなどの調査では取組の正確な把握と質保証への活用促進に十分でない

iii) 職業実践専門課程認定後の公表様式別紙様式4

第三者評価受審の有無と受審機関記載欄があるが、第三者評価と評価機関の定義なし

1. ②最近の関連する動きから iv) ～ v)

iv) 令和3年2月8日「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」再開。令和3年度を中心議題は、「職業実践専門課程の充実」。令和4年度は、学校評価ガイドラインの見直しや第三者評価のあり方について議論されることが予想される

v) 医療系養成施設への第三者評価義務化の流れ

→分野別評価団体の設立（リハビリ、柔整、はりきゅう分野等）

vi) 公的助成の進展

→「職業実践専門課程認定校に係わる追加的な経費への都道府県補助*について、令和4年度から特別交付税措置を講じる」

*現在19都道府県において実施

2. 本年度事業における提言（その１） 第三者評価の定義

【第三者評価の定義】

学校とは独立した第三者組織が定める評価項目・基準に基づき、学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、第三者組織が選任した評価者によって行われる評価

《現行学校評価ガイドライン》

「学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心に、当該学校から独立した第三者による評価により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、第三者評価者が設定する評価基準に基づき、専門的・客観的視点から行う評価。」

3. 提言（その２）： 第三者評価組織（機関）の要件（１）

（１）評価組織（機関）の要件

- ①組織の行う第三者評価の目的等、基本的な方針を明確に、評価基準等を定め、客観性、公平性、公正性を備えた第三者評価実施体制により第三者評価を実施していること
- ②第三者評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）で、法人運営等について第三者評価組織（機関）のホームページ等で公表していること
- ③評価結果について対象専修学校からの意見の申立ての機会を付与していること

3. 第三者評価組織（機関）の要件（2）

（2）評価項目、基準、評価方法の要件

- ①評価項目は、専修学校における学校評価ガイドラインに示す項目例に準拠していること。また、評価項目等は公表されていること
 - ②評価基準は、学校教育法及び学校教育法施行規則、専修学校設置基準、職業実践専門課程等にそれぞれ適合していること
 - ③専修学校における特色ある教育の進展に資する評価項目等を追加することができること。
 - ④自己評価報告書等の書面調査のみでなく、ヒアリング訪問調査の実施など学校運営、学修成果、教育活動等の実態に即した評価方法により評価が実施されていること
-

3. 第三者評価組織（機関）の要件（3）、（4）

（3）評価の実施体制

- ①第三者評価の公正かつ的確な実施を確保するために必要な複数の評価者により構成された評価部会等の評価実施体制が整備されていること
- ②第三者評価結果を対象の学校に通知するとともに、第三者評価組織（機関）のホームページ等で公表していること

（4）評価者

- ①専修学校の教育活動等に関し識見を有するものを評価者としていること
- ②対象専修学校が設置する課程に係る分野に関する関連業界、団体等の関係者、又は、実務の経験を有するものを評価者としていること
- ③第三者評価の評価者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること

4. 第三者評価の推進に向けて

第三者評価のありかた①～②

①対象 職業実践専門課程とこれを有する専門学校及び設置者（学校法人等）

定義から→職業実践専門課程の規定は、実践的な職業教育に特化

Cf.専門課程の定義「職業若しくは実際生活に必要な能力の育成」、「教養の向上を図る」

実践的職業教育共通の考え方(Competence→Learning Outcomes→Curriculum)を認定要件として明示→企業等との連携（教育課程編成、実習、教員研修）→学修成果の可視化が容易に

組織の体力→認定要件の充足、申請、維持のための継続事務作業を遂行する事務局体制

②第三者評価の主体

評価対象から独立した第三者評価機関が主体、専門学校は自ら、第三者評価機関に会員として参加し受審するという主体性を持つ *ガイドラインは、主体を学校としている

4. 第三者評価のありかた③～⑤

③役割

評価、研究、研修とし、受審校への直接的支援はしない

*ガイドラインは、支援に言及

④分野別評価→職業教育の教育活動・学修成果の質の高い評価に必要

専門分野の評価基準等の精密性、行政・業界変化への即応性、専門分野評価者の能力の継続性などを担保

*専門職大学院、専門職大学は、機関別評価の他に専門分野別評価が義務化

⑤分野横断的評価基準による機関別評価

分野別評価の未整備分野では、分野横断的評価基準に基づく機関別評価を推奨

4. 第三者評価のありかた⑥～⑦

⑥学校運営・財務の評価の重要性

社会において、専門学校の運営や財務の透明性・健全性への疑念が少なからず存在する学校運営や財務に係る第三者評価の受審とその結果の公表が、重要

⑦学校関係者評価は、まずは学校関係者評価委員会が主体性を持つことができないこと、また評価基準、委員の要件等も定められていないことから、厳密な意味での「評価」とは言えない。従って学修成果のPDCA、運営や事業計画等の教育を支えるマネジメントの「評価」の役割を担わせることはできない。但し、学校関係者評価委員会はステークホルダーの意見を聞く場、親交を深める公式な機会としては、一定の活用意義はある

5. 第三者評価の推進に向けて

課題①～③

①分野別評価が可能な分野は限定的

業界と学校双方に人材要件・育成目標の明確化に取り組む機運が乏しい

* 参考1 「職業実践専門課程の職業分野における企業側と学校側の連携について」 参照

→ まずは、各分野の先進校が協力して、学修成果の標準化に取り組むことが有効

②分野別評価機関のあり方

令和3年6月設立の柔道整復教育評価機構についてその設立課程を検証する。

評価基準の策定や評価方法等評価システムの構築、モデル事業による検証、評価者に求められる要件、評価者育成、評価機関に求められる標準的構成メンバー、評価事業の運営と資金、中期事業計画などの必要事項の定め方や設立手続きのマニュアル化を図る

③機関別評価機関のあり方

すでに存在する専門学校対象第三者評価機関のあり方を基に、大学認証評価機関や海外の機関事例を参照し、職業教育の第三者評価機関としてのあり方を探る

課題④～⑤

④第三者評価機関の評価・質保証

公的認証の可能性も検討するとともに民間団体等による認証の在り方を探る。このため職業教育の第三者評価機関による連絡協議会を設置、情報交換や共同研究を進める

⑤分野別評価と機関別評価の関係

i) 評価分野の分担可能性

* 参考2 分野別評価機関と機関別評価機関の連携イメージ参照

ii) 受審料負担の軽減への対応

終わりにあたって（1）

第三者評価の自主的な推進、職業実践専門課程の充実の先に、本当に「専門学校の社会的評価・信頼」の獲得があるのか？

①当面の着地点が見えなければ、第三者評価は負荷が大きすぎる

②社会の評価獲得に他の方法は有効か？

- ・学修成果の効果的アピール
- ・国、都道府県からの経常費助成（専門学校が助成対象という制度的インパクト）
- ・社会人の学び直しに対応できる教育機関（高度性の訴求）
- ・国際的な教育の枠組みへの明確な位置づけ

終わりにあたって（２）

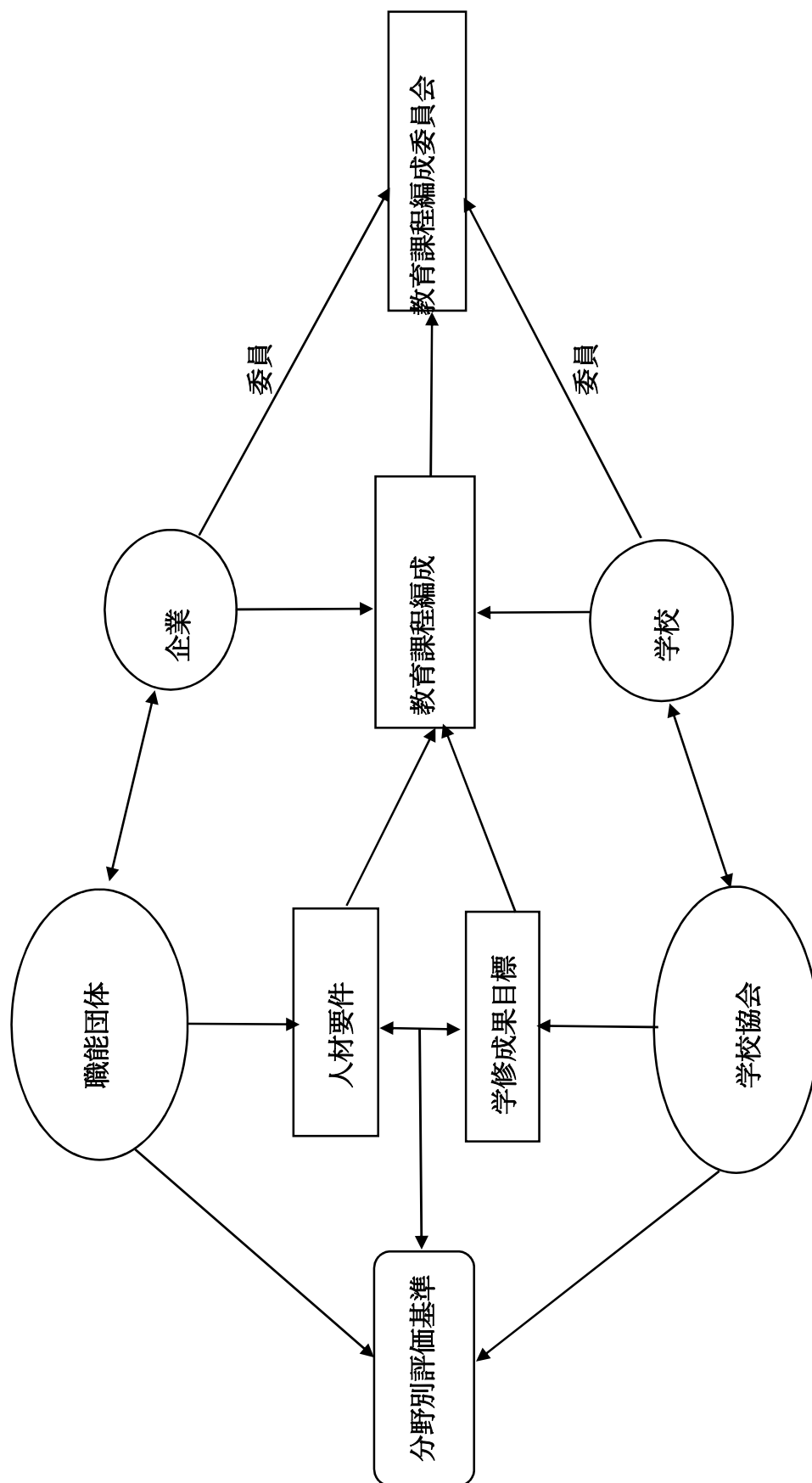
職業教育分野分類と学修成果の標準化に基づく職業教育の体系化を！

専門職大学院、専門職大学、職業実践専門課程と専門学校、高等専門学校の職業教育が、職業教育分野とレベルごとに標準化された学修成果指標によって体系化され、またその体系が国際通用性を持つものとなる方向へ、職業訓練体系との関係も含め、国全体として大きな動きが形成される必要がある

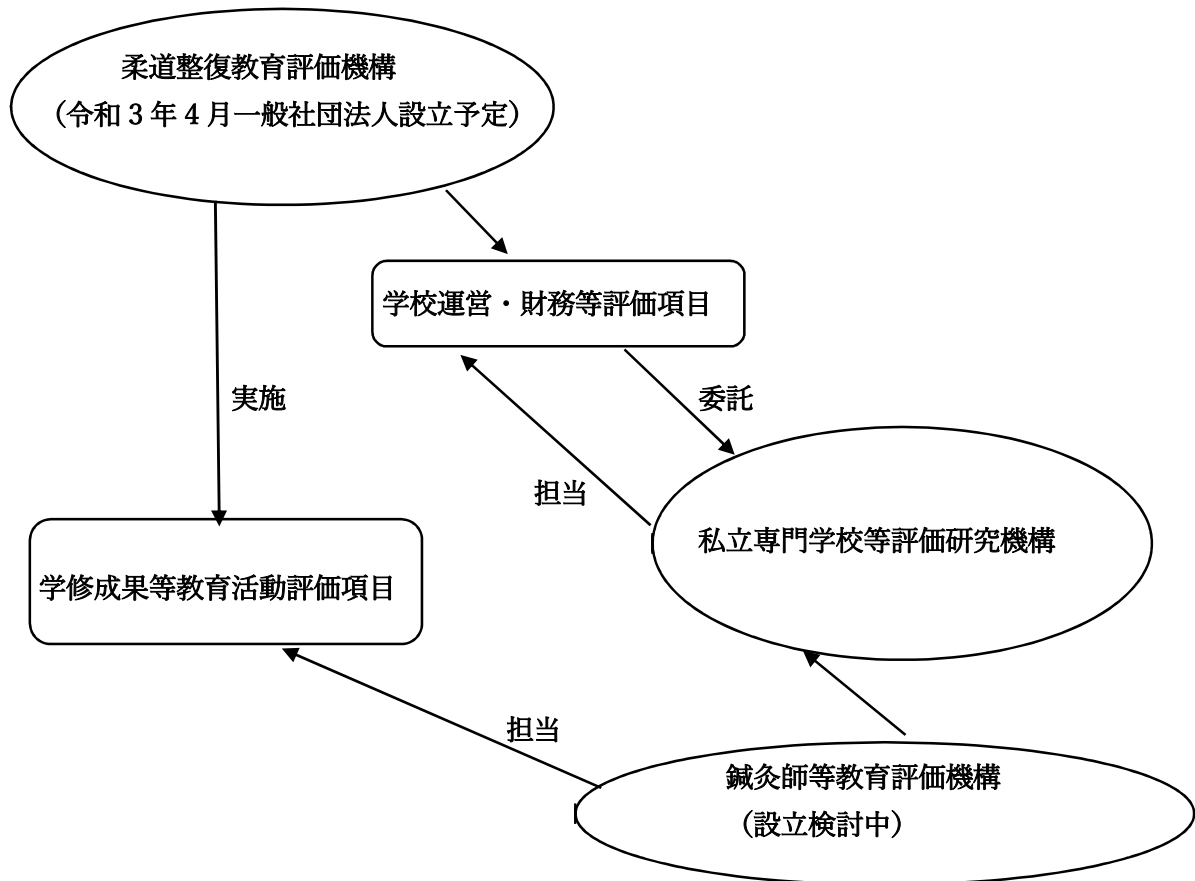
専門学校の分野別評価を含む第三者評価の動きも、職業教育のこうした体系化の動きがあつてこそ大きく促進されると思われる！

ご清聴ありがとうございました

参考資料 1 職業実践専門課程の職業分野における企業側と学校側の関係（分野別評価&教育課程編成）



* 参考資料 2 分野別評価機関と機関別評価機関の連携イメージ



令和 4 年 2 月発行（禁無断掲載）

令和 3 年度文部科学省受託事業
職業実践専門課程の第三者評価フォーラム
【配付資料集】

発行 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6 階
電話 03-3373-2914 FAX 03-3378-962
E-mail: info@hyouka.or.jp URL: <http://hyouka.or.jp>

職業実践専門課程の各認定要件等に関する 先進的取組の推進事業推移

	事業内容	備考
26年度	・職業実践専門課程の認定要件等に係る実態調査・分野の特徴を踏まえた第三者評価の基準・実施体制の構築 - ファッション、情報IT、ゲーム・CG、美容、介護、理学・作業療法、自動車整備、柔道整復以上8分野	8分野におけるコンソーシアム連絡調整会議・フォーラム開催
27年度	・職業実践専門課程の認定要件等に係る実態調査 ・分野の特徴を踏まえた第三者評価の基準・試案の作成 - ファッション、情報IT、ゲーム・CG、美容、介護、理学・作業療法、自動車整備、柔道整復、調理師、動物系、観光以上11分野	11分野におけるコンソーシアム連絡調整会議・フォーラム開催
28年度	・職業実践専門課程の認定要件等に係る実態調査 ・分野の特徴を踏まえた第三者評価の基準・試案の実証 - ファッション、情報IT、ゲーム・CG、美容、介護、理学・作業療法、自動車整備、柔道整復、調理師、動物系、観光以上11分野 ・分野横断的な第三者評価の仕組み作成	11分野におけるコンソーシアム連絡調整会議・フォーラム開催 専修学校教育の振興あり方検討会報告（H29.3）
29年度	・職業実践専門課程の認定要件等に係る実態調査 ・分野の特徴を踏まえた第三者評価の基準・試案の実証 - 情報IT、美容、介護、理学・作業療法、自動車整備以上5分野 ・分野横断的な第三者評価の仕組みの検証 ・「第三者評価マニュアル」作成	5分野におけるコンソーシアム連絡調整会議・フォーラム開催 専門職大学等の制度化（H29.5） 職業実践専門課程認定要件充足調査開始
30年度	・職業実践専門課程の認定要件等に係る実態調査 ・分野別学修成果可視化と国際分野間横断体系化による職業実践専門課程の質保証・向上 ・学修成果測定に向けた職業コンピテンシー体系の研究 ・職業実践専門課程における実効性のある第三者評価システムの実用化に向けた調査研究	専門職大学等の認可 高等教育段階における無償か制度の検討開始 3分野におけるコンソーシアム連絡調整会議・フォーラム開催
令和元年度	・職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査 ・分野別学修成果可視化と国際的分野間横断体系化による職業実践専門課程の質保証・向上 ・職業実践専門課程における実効性のある第三者評価システムの実用化に向けた調査研究 ・学修成果測定に向けた職業コンピテンシー体系の研究 ・職業実践専門課程に相応しいポートレートシステムの要件定義	高等教育学修支援新制度創設
2年度	・職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査 ・学校評価の充実等を目的とした資格枠組の共有化・職業分野別展開とその有用性の検証 ・職業実践専門課程の充実に向けた自己点検・評価システムの検証と質保証・向上のための取組 ・実践的職業教育における第三者評価機関等の確立に向けた定義、要件等に関する提言 ・職業実践専門課程版ポートレートの構築	事業名Ⅲ（i）社会的評価の一層の向上のための共通基盤整備の推進